

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○不健全図書類の指定……………

……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………

○令和二年第三回東京都議会定例会の招集……………

……………(財務局主計部議案課)……………

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○特定猟具使用禁止区域の指定(二件)……………

……………(環境局自然環境部計画課)……………

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………

告示(交)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………

公告

○開発行為に関する工事完了(二件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………

告示

東京都告示第千六百六十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青

少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和二年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌
コード及び発行者 指定理由

四三〇八 雑誌 ジュネットコミックス 著しく性的感

382 ピアスシリーズ576 情を刺激し、

ゆとりとアラフォー 青少年の健全

四七七〇―五七 な成長を阻害

ジュネット株式会社 するおそれが

田舎 ある。

株式会社太田出版 同右

四三〇九 書籍 同右

東京都告示第千七百七十号

令和二年第三回東京都議会定例会を、九月十八日に招集する。

令和二年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都告示第千七百七十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき南池袋二丁目C地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

南池袋二丁目C地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年三月十三日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区南池袋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区南池袋二丁目四十番二十二号

令和二年三月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年九月十一日

東京都告示第千七百七十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

沖ヶ平特定猟具使用禁止区域

二 区域

三宅島三宅村大字坪田字大長井海岸線ウツバシを基点とし、同点から北西方に進み、都道三宅島循環線(第二百十二号線。以下「都道」という。)釜方に至り、同地

点から都道を西方に二百メートル進み、大長井農道（旧ミタケ神社参道）入口に至り、同地点から同農道を北北西方に進み、金層農道に至り、同地点から同農道を北北東方に千五百メートル進み、トンビ沢に至り、同沢を東方に下り、都道沖ヶ平旧橋梁に至り、同地点から旧都道に沿って北北東方に百メートル進んだ地点から三池港岸壁に至り、同地点から海岸線を南方に進み、基点に至る経路に囲まれた一円の区域

三 存続期間

令和二年十月一日から令和十二年九月三十日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千七百七十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

若宮特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成二十二年東京都告示第千二百五十号の区域の規定中「村道阿古線」を「村道雄山線」に改めたものによって表される区域

三 存続期間

令和二年十月一日から令和十二年九月三十日まで
四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

●東京都告示第千七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和二年九月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名

所沢府中

(二) 変更の区間 国分寺市東恋ヶ窪五丁目十六番五地内

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

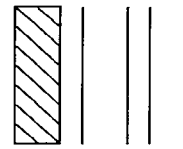
二(一) 路線名 国立停車場恋ヶ窪

(二) 変更の区間 国分寺市東恋ヶ窪五丁目十七番十七地先から同所十六番五地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

別図

都道所沢府中線
都道国立停車場恋ヶ窪線
国分寺市東恋ヶ窪五丁目地内
区域変更略図



(1) 都道所沢府中線
一〇・二
八三
平メ
方一
ル

(2) 都道延長
三
一
八
平メ
方一
ル

都道
五
五
二
九
平
方
メ
ル

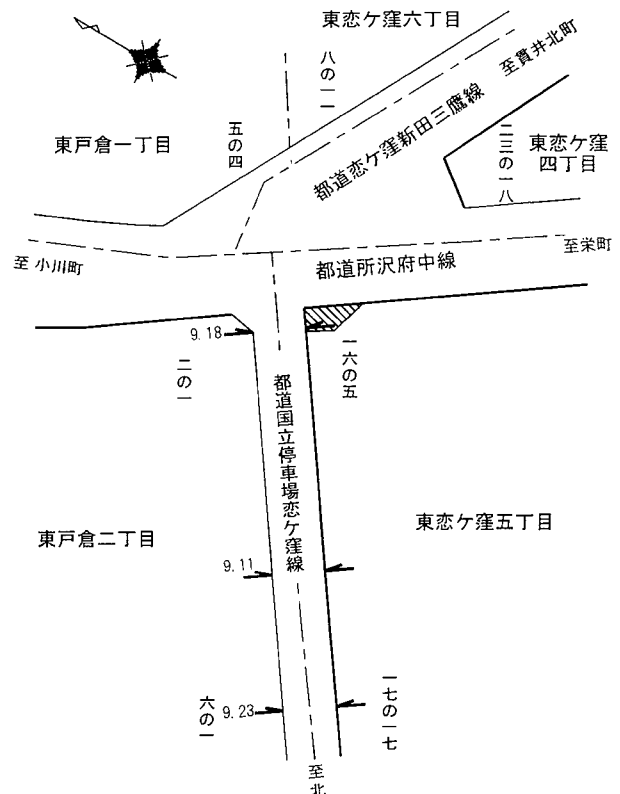
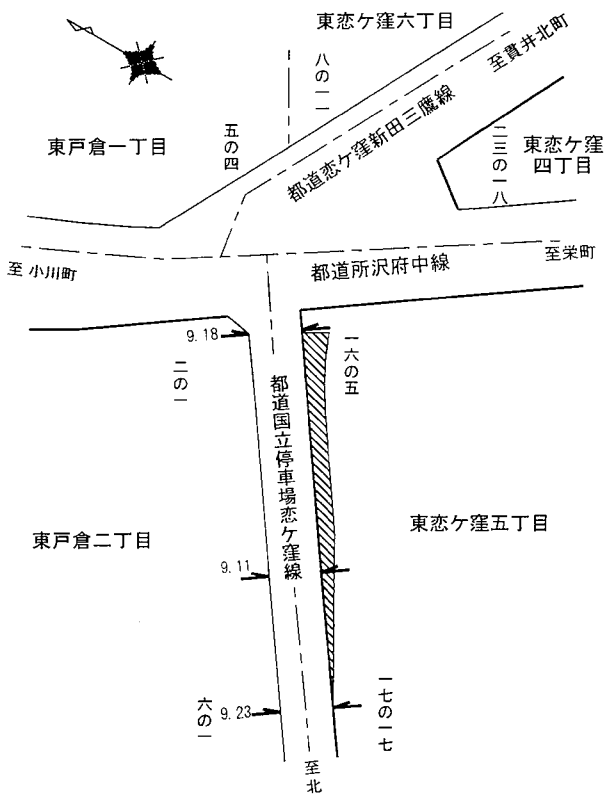
市道
五
五
二
九
平
方
メ
ル

廃止区域



(2) 都道国立停車場恋ヶ窪線

(1) 都道所沢府中線



告示(交)

●交通局告示第十号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

令和二年九月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

一 記念乗車券の名称

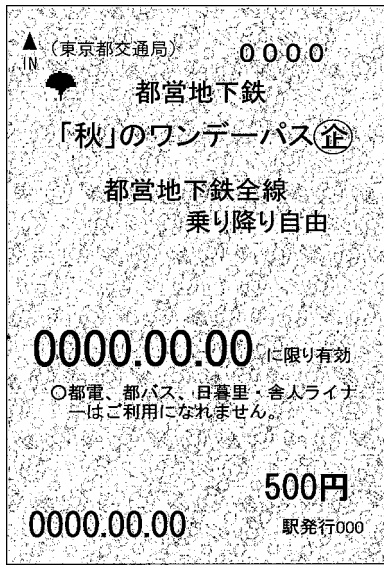
都営地下鉄「秋」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用

四 記念乗車券の発売期間

令和二年九月十二日から同年十一月二十九日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉



開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

青梅市梅郷二丁目三百七十六番一、同番三から同番五まで、地
青梅市梅郷一丁目三百二番

同番五地先、同番六、三百七十八番一、三百七十九番一及び同番三から同番五まで
島崎 洋征
青梅市梅郷一丁目二百六十
四番地
原島 厚夫

国分寺市東恋ヶ窪三丁目八番
杉並区阿佐谷南三丁目三十
五番二十一号
株式会社細田工務店
代表取締役 平野富士雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市緑町三丁目三千二百二番三、同番三地先及び三千二十三番一
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

東久留米市本町四丁目七百三番の一部、七百六番一、同番二及び七百七番
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

発行所 東京都多摩建築指導事務所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

